

新型コロナウイルス感染症への対応について

令和2年2月14日
保健・疾病対策課

1 経緯

令和元年12月 中国湖北省武漢市で新型コロナウイルス感染者が複数報告
令和2年

- 1月30日 政府に「新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置
- 2月 1日 指定感染症及び検疫感染症に指定する政令が施行
- 2月 7日 秋田県危機管理対策本部を設置、第1回対策本部会議を開催

2 相談・医療体制

(1) 相談体制

①帰国者・接触者相談センターの設置

電話での相談を通じ、新型コロナウイルス感染症の疑い例を「帰国者・接触者外来」へ受診させるよう調整を行う。

【設置時期】 令和2年2月7日（金）

【設置場所】 各保健所（受付時間：平日9時～17時）
保健・疾病対策課（受付時間：土日祝日を含む毎日9時～21時）

②新型コロナウイルス感染症に関する一般電話相談

新型コロナウイルス感染症に関する一般的な相談の対応を行う。

【相談窓口】 帰国者・接触者相談センターと同様

③相談状況

相談件数：99件（R2.1.31～2.13）

主な内容：有症状（発熱・呼吸器症状）や帰国・入国に関すること

(2) 医療体制

○帰国者・接触者外来の設置

「帰国者・接触者相談センター」から受診依頼のあった疑い例を診察し、診療体制の整った医療機関につなぐ。

【設置状況】 全ての二次医療圏で設置 ※医療機関名及び場所は非公表（国通知）

3 健康福祉部の主な対応

- ・県民へのウェブサイトによる情報提供
- ・関係機関との連絡調整（県医師会、医療機関等）
- ・高齢者施設等への注意喚起

4 保健所の主な対応

- ・関係機関との連絡調整（郡市医師会、医療機関、消防本部等）
- ・患者の搬送訓練